

## 令和2年度 第1回徳島県男女共同参画会議 議事概要

1 日 時 令和2年9月4日（金）午後1時30分から午後3時15分まで

2 場 所 講堂（県庁11階）

3 出席委員の氏名

阿部 頼孝	徳島文理大学名誉教授
乾 琢也	徳島県労働組合総連合事務局次長
大寺 禮子	徳島県女性協議会会長
河野 隆富	徳島新聞社報道本部長兼編集局総務
木村 直子	鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授
黒田 浩司	徳島商工会議所副会頭
佐野 崇之	公募委員
佐和 良佳	美馬市社会福祉協議会事務局長
津森 美紀	徳島労働局雇用環境・均等室長
新居 彰子	徳島青年会議所委員
葉久 真理	徳島大学AWAサポートセンター長
板東 喜代子	連合徳島中央地域協議会事務局長
平野 文子	徳島県助産師会副会長
藤田 育美	徳島県婦人団体連合会会長
吉岡 一夫	徳島県医師会常任理事

### 《会議次第》

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）会長・副会長の選任について

（2）誰もが輝く「未知のとくしま」創生プラン

～徳島県男女共同参画基本計画（第4次）～の進捗状況について

（3）その他

4 閉 会

### 《資料》

資料1 令和元年度 男女共同参画施策推進状況

資料2 令和2年度 男女共同参画施策の概要

資料3 誰もが輝く「未知のとくしま」創生プラン成果目標進捗状況

資料4 オープンとくしまe-モニターアンケート（男女共同参画に係る意識調査）の調査結果

#### 《議事概要》

##### 1 会長・副会長の選任について

- ・委員の互選により、会長に阿部委員、副会長に葉久委員を選任した。

##### 2 誰もが輝く「未知のとくしま」創生プラン～徳島県男女共同参画基本計画（第4次）～の進捗状況について

- ・事務局から、資料1～4により説明。その後、質疑応答・意見交換を行った。

#### <質疑応答・意見交換>

（会長）

ただいま事務局から説明をいただきました。説明の内容にかかわらず、今後の施策の方向性等についての委員の皆さまからの御質問や、御意見、御提言でも結構です。委員の皆さんに御意見をいただきたいと思しますので、よろしくお願ひします。できましたら挙手をしていただければ、非常にありがたいと思ひます。アイコンタクトだけだとなかなか分からない場合がありますので、よろしくお願ひします。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

公募委員の〇〇委員さん、お願ひします。ちなみに〇〇委員さんはパパカモンで非常に御活躍でして、配偶者の方もこの前までこの会でお世話になっておりました。よろしくお願ひします。

（委員）

よろしくお願ひします。公募委員の〇〇です。先ほど紹介していただいたように、前回まで妻が公募委員をさせていただいてまして、妻がたぶんテレワークとかの提言、提案させてもらってたかなと思ひんですけども、私からは男性の家事、育児の参画について提案、提言させていただこうと思ひます。徳島県少子化対応県民会議の公募委員もさせてもらってまして、事務局の方はご存じかと思ひんですけども、結構、長いこと意見させてもらいますので、御了承ください。

今日、意見を言うための印刷したものを忘れてきたんで、数字とかちょっと適当なところもあるんですけども、最初に1個質問です。成果目標進捗状況の資料3のところ、20番目に県職員の女性管理職の割合の現状値と目標値があると思ひんですけども、ここの管理職の役職を教えてくださいなというところ、それにかからめてなんですけども、徳島県で出してる成果目標のところ、国でも男女共同参画の基本方針、計画を出して、目標値を出してるところなんですけども、そこちょっとずれてるというか、そこにない項目とか、国のほうではあるけど、徳島県のほうでない項目が結構あるところが、すごく気になってるところ。例えば、男女の平等のところ、先ほどのアンケート

調査からの1つ目の家庭生活のところでも、平等のところ、かなり低いかなというところなんですけど、家庭生活っていうところで、家事、育児、あと介護、ケアワークのところですね。数値で言うと、国の目標値にもあるんですけども、6歳未満の子どもを持つ夫の育児、家事関連時間が、2016年で83分に対して、女性が7時間超えていて、男性に比べて女性がその5倍以上、家事、育児をしてる時間が長いというような状況がありまして。そこを全く同じではないけど、できるだけ差を縮めようというところで、2020年に2時間30分っていうふうに国のほうで目標を立ててしてるんですけども、そこをぜひ。今、計画にすぐ入れられる話じゃないんですけども、都道府県別でデータありますので、徳島県としてどういったところを目指すかっていうところも、ぜひ意識していただきたいかなというところで。6歳未満って書いてるんですけど、ここで、世界的に見て先進国で日本がよく家事が一番しない国だとかいう話があるかと思うんです。その中でも料理をしないっていうところで、よく男性向けの講座で料理教室をすることもあったり、親子で料理教室みたいな講座もあるのかなと思ってるんですけど、小学校以上の子どもと親子の料理教室。それが別に駄目だとかいう話ではないんですけども、ただその数値目標に対して、本当に何歳の子どもを持つ男性に家事、育児をしてもらいたいのかっていうところを意識したイベントだったり施策をすることが、すごく重要なのかなというふうに思ってます。

2年前ぐらいの輝くフェスティバルに参加したときに、講師も言ってたんですけども、育児、子育てのスタートする時期から参加することがすごく重要という話もあったんですけど、すごくそれは思ってたして、出産後すぐに男性が子育てをできる、しやすくなるような環境づくりっていうのが、すごく重要なのではないのかなというふうに考えてます。よく男性の育児休業の話が、ニュースでもあると思うんですけど、こちらも国のほうで2020年までに13パーセントを目指すっていうところで、ただ、現状、2019年が7.48パーセントなんで、ちょっと達成が難しいような状況ではあるんですけど。また次の2025年に向けて、30パーセントを目指すっていう目標に向けて、法律とかも変えていこうという動きもありますので、じゃあ、徳島県として、その男性の育休取得率っていうところも、どういったところを目指すかっていうところは、すごく重要なのかなというところで思ってます。なので、今回、新しい数値、徳島県の男性の育休取得率は載ってるんですけども、じゃあ、徳島県全体の男性の育児休業の取得率は何パーセントなのかっていうところだったりとか、そういった目標の設定っていうのもすごく重要なのかなと考えてます。なので、出産後の子育てをしやすい環境っていうところで、重要なところでいうと、妊娠中に産前講座だったりとか、両親学級、パパクラスとかいう名称だったりするんですけども、そこでパパだったりとか、夫婦向けの講座であったりとか、学びの機会っていうところを、ぜひ徳島県としても推進していってもらえると、産後の子育てに男性が参加しやすくなるのではないのかなというふうに考えてます。

あともう一つ、アンケートの質問7になるんですけど、今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護に積極的に参加するためには、どうしたらいい、何が必要でしょうかっていうアンケートに対して、回答がCのその夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかることっていう回答が、一番多

い66.5パーセントなんですけども、これがすごく的を得てるなっていうところがありまして。ただ、それが夫婦のコミュニケーションがなかなかうまくできてなかったりとか、家事の分担が話し合えてないとか、そういったところで、どうしても女性のほうに負担が大きくなったりとかいうところもあるのかなというところなんです。じゃあ、これに対して夫婦のコミュニケーションを取りやすくするための何か施策っていうところで、パートナーシップ講座とかもあるかと思うんですけど、子育て世代を対象ですと、なかなか人が集まりにくいっていうところもあるかと思しますので、先ほど言った妊娠期間中の産前講座だったりとか、これから子育てをするっていう夫婦向けに対して、夫婦でのコミュニケーションをうまく図れるような講座っていうのを、ぜひ徳島県として考えて、施策をやってほしいなと思います。

(会長)

ありがとうございました。それでは、ただいまの〇〇委員さんからの御質問、あるいは御提言もあったと思うんですが、行政のほうから何かレスポンスすることがあれば、お願いしたいと思います。

(事務局)

人事課の〇〇と申します。初めに御質問いただきました、女性職員の管理職の範囲ということですけども、本県でいきますと課長級以上の職員が管理職の対象となるところでございます。

(事務局)

〇〇委員から子育ての関係のお話、たくさん頂いております。実は私ごとですけれども、昨年度、次世代育成・青少年課におきまして、〇〇委員さんともお話をさせていただいたこともございます。男女参画・人権課にまいって、女性活躍という視点で見たときにも、やはり男性の育児参画っていうのは同様に必要なものといえますか、表裏一体となった課題となっているところでございます。いろいろ御意見頂きまして、例えば、成果を見据えたターゲット設定といえますか、どこを目指していくのか、そうしたときにどこに対してアプローチをするのかということ、しっかり見定めることが大事であるという御意見であったかと思っております。まさに〇〇委員さんのような子育て中の方の御意見も聞きながら、そのあたりをしっかりと考えていけたらなと思っております。また先ほど、後段のほうでコミュニケーションを取るための研修について、なかなか参加もしにくいということがございました。このコロナ禍におきまして、例えばオンライン研修ですとか、新しい生活様式の中での生活というのができてくるところでございますので、これからのものを見据えながら、そうしたことについてもどの手段がいいのかということも考えてまいれたらというふうに思っています。

(会長)

時間の関係もありますので、次々いろんな方から御意見を賜りたいと思います。〇〇委員さん、お

願います。

(副会長)

先ほどの〇〇委員さんの発言の一部と似たような内容なんですけども、6歳未満の子どものいる家庭の家事・育児関連時間は男性が83分という結果が出ています。日本では週40時間以上働く男性が非常に多く、仕事を終えてからの短い家庭生活の中で、男性は男性なりに一生懸命家事・育児をしているんですね。育児休業を取る率を高めましょうとありますが、今、「取るだけ育休」という言葉も聞かれます。育児休業を取っていただいても役に立たない、何もしてくれないと言われる男性もいます。してくれないというよりも、男性の気が付かない、あるいは気が利かないということによる結果でもあります。また、料理ができない、洗濯をしてもしわが伸びていない、妻の求める育児、家事ができないという状況があって、妻の意に沿わないことから文句を言われて、男性もメンタルを病んでいます。妻からいろんな言葉で責められて、役に立たないなとか、あるいは超過勤務をするとか休日に仕事いくときに、不平不満を言われて仕事に行かせてくれない、理解してくれないとか。ですから、先ほど佐野委員さんがおっしゃったように、妊娠中、あるいは結婚したときに、子どもとの生活がどういうものかということを理解しておくことが必要です。どれだけ夜間、授乳とかあるいはおむつ交換とか、夜泣きに対応する必要があるのかとか、そういう現実を知らずに育児休業を取るときになって取っていただいても、何をしたらいいのか分からないという状況が生じます。妻からすると、夫がいるからお昼ご飯も作らなくてはいけなから余分な手間だ、ということで、「取るだけ育児休業」という言葉が出てます。男性も家事、育児ができるように身も心も技も準備する講座などの開催も必要ですね。

(会長)

ありがとうございます。何か行政のほうからありますか。

(事務局)

今、〇〇委員さんからいただきました「取るだけ育休」。私も正確なデータは持ってないんですけども、確か民間の調査で、育休を取った男性の3分の1ぐらいの方が育休を取っているにもかかわらず、家事、育児に使う時間が2時間以内ということで、2人に1人の女性が取らなくてよいというふうな答えが出ていたようなアンケートがあったかと思います。御提案で妊娠中の期間を使って、子どもとの生活というものを考えていくというのは、まさに女性はその10カ月間、子どもの面倒を既に見ているわけなんですけれども、男性には私自身の経験も含めて、あまりそういう自覚はございませんので、そこをどういうふうに認知をして、同じ思いを持っていけるかということ、何か研修とかそうしたものにしていけるのもひとつなのかなと。今のところ、ちょっと感想めいたものなんですけれども、持たしていただいたところです。ありがとうございます。

(会長)

次、どうぞ。お願いします。

(委員)

私からは、3点についてお聞きしたいと思います。私も全国の会とか、いろんな会に出てるんですけども、徳島県の審議会委員の56パーセントが女性になったということを言うと、びっくりの状態なんですけれども、じゃあ56パーセントになって何が変わったのか、何がどういうふうに変ったのか。私は全体としてよくなったと思います。女性はよく意見を言うんですよ、審議会に来て。男性は黙ってじっとおるけんね。そういうのは多いです。だから56パーセントになって、本当にどんなところが変わったのかを切磋琢磨してもらいたいというのが一つ。

次は、団体、法的な団体ですね、財団とか、社団とか。この間課長にも申し上げたんですけども、その中に女性の理事がない。だから、それを調査して、もう少しね。農協なんか女性を入れていないかんっていうのが、だいたい進んできておりますし、農業委員とかそういうのも、公的な機関では進みよるんですけども。例えば、私はガス屋をしております。一般社団法人の保安協会っていうのがあるんですけども、そこは80歳とか70歳のおじいさんばかり。ガスを使うのは女性なんです。うちの娘が社長をしておりますので手を挙げたら、「来てもらわんで結構です」っていうような、全体の委員なんです。それでは防災に対してとか、台風に対してとか、家庭のこととか、そういうものを解決していけないから、もう少しそういうものに力を入れてもらいたいというのが一つ。

それからもう一つが、私は団体でもあるんですけど、いつも言うように事業主でもあります。このコロナで休みを取ったりしたんです。そしたらね、問題は女性にあるんです。大学を出て、就職をして、2歳、4歳の子どもがいて、うちに勤めにきて、ここは女性の社長だから、全部やってくれると。うちは全部の施策をやって、やり過ぎてるぐらいやってるんです、男女共同参画を。育児休暇もみんな取らせてるし、みんなしてるんです。なんぼ支援しても、コロナで休んだら、子どもを育てたいんだという気になってきたと。だから、自分のやりたいということが間違ってたのではないかと、こういうような現象も起こっております。問題は女性自身にあるんじゃないかと。女性の生き方。女性がほんまに男女平等で、自分がやりたいか、やりたくないかというようなことがないんですよ、女性の中に。だから、そういう女性教育というのに、もう少し力を入れていただいたらいいかと。女性の生き方ですね。それについて話し合いしたとき、ワークバランス、いろいろして、女性が働きたくない、男性にすがりたい、そういう人がやっぱり半分以上、もっとあると思いますけど。男性にもあるんですけど。女性教育というのが大切やなと最近思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

(会長)

ただいま〇〇委員から御発言がございましたけれども、県側から何かレスポンスすることがあれば、

お願いいたします。

(事務局)

〇〇委員さんから3点御提言をいただいております。まず1点目の審議会の56パーセントで何が変わったのかというところでございますけれども、やはり今おっしゃっていただいたように、女性が入ることにより意見が活発化されたり、女性の目線としての御意見がそこに入ってくるということで、まさにさっき委員さんがおっしゃったような、全体としてよくなったなっていう部分を実感できることが大事だと思っております。

それから2点目の社団法人に女性の理事がないという件につきましては、個別の具体のケースもお聞きをしておるところでございますので、また確認もさせていただきたいというふうに思っております。

それから3点目のコロナで女性の意識が変わった、女性の考え方が見えてきた部分があるということで、女性への研修・教育という部分も大事と。もちろんいろんな考え方があって、仕事を選ぶ方、それから子育てを選ぶ方、様々な方がいらっしゃると思いますので、そのお一人お一人が望む生き方ができるような形をつくっていけるように、男女問わず、教育・研修に力を入れてまいりたいと考えております。ありがとうございました。

(会長)

それでは続きまして、お願いします。

(委員)

よろしく申し上げます。今日は商工会議所として寄らせていただいております。わが商工会議所でも青年部を中心に今、卑弥呼伝説ということで、「邪馬台国は徳島にあった」というようなことで取り組んでおるわけですが、皆さんもご存じのとおり、卑弥呼というのは女性でございます。また徳島は女性経営者が日本で一番多い県であるというようなこともあって、去年の11月に商工会議所の会頭も改選によりまして、今、寺内会頭、女性でございます。経済3団体と呼ばれる、徳島商工会議所、さらには経営者協会、さらには経済同友会という3団体が、そろって女性のトップであるという県は徳島だけなんです。そういった意味では、非常に徳島というのは全国から注目を浴びてると。さらにですね、こういった背景をもとに、内藤市長が誕生しまして、まさに女性県であるということアピールできる、大変素晴らしい環境にあるのではないかなというふうに思います。そういった中で徳島商工会議所としましても、女性経営者をいかに増やしていけるのかということに力点を置きまして、今、女性会にも130人あまりの会員の方に御参加いただいて、そういったテーマにも取り組んでいるところでございます。今日は県の職員の皆さんも御参加されてるわけですので、ぜひ、そのところも御理解を頂いて、協力を頂けたらなというふうに思います。

これは私の公人としての発言でございまして、もう一つ、私人として意見を述べさせていただきますと、民主主義であるという先進国において、アメリカ、日本というのは、大変、男女差別が激しい。特にアメリカは、女性大統領っていうのは、まず誕生しないだろうと。黒人の大統領が、あれだけ黒人が差別される中で大統領になったという経緯を踏まえたと、大変女性の地位が低いと。またさらに日本においては、さもあらんというか、男系でなければ天皇の職には就けないというようなことを声高にいつてると。こういうような、なぜ男女差別ということを皆さん言わないのかなということだと思うんですけども、ヨーロッパであれば、間違いなく愛子さまが天皇になられるであろうと思われるんですけども、そういった中で明治憲法とか今の政府の体制を考えますと、大変そういったところが女性蔑視ということが感じられます。まずは男女共同参画というようなことを掲げるのであれば、木を見て森を見ないというようなことではなくて、やはり女性の地位向上のためには何をすべきなのかというところに力点を置いてお話しただいたほうが。この 40 番の男女の地位が平等だと思ふ人の割合というのが、現状 27.4 なんていうのを容認している日本の国家、恥ずかしいことだと思いますので、ぜひ、そういったことについても、もう少し掘り下げて御議論いただければなというふうに思います。初参加で生意気なことを言いましたけれども、これから勉強させていただきたいと思いますので、なにとぞ、よろしく願いいたします。

(会長)

どうもありがとうございました。委員さんから御意見頂いて、それに対して県側からレスポンスいただくということを積み重ねてまいりますと、物理的に 3 時までには終わるってことが無理なので、具体的などうしても県側から御回答いただきたいということがあれば別ですけども、一般的に私はこう思うというふうな御意見の場合には、次の委員さんに御発言を頂きたいと思うのですが、ちょっと挙手をお願いします。〇〇さん、お願いします。

(委員)

私から 2 つ言いたいんですけども、私は労働の関係なので、労働相談が入ってる分について、妻のほうから、夫がクビになりそうなんですけどっていう相談とか、非正規の方が、更新してもらえないとか、そういう案件が何件か入っています。都会のほうとかはすごく多いんですけども、地方は遅れてやってくるという流れになってくるので、これからどんどんまた増えてくると思いますので、県としても御協力いただきたいなと思います。

あと、コロナの影響で、私はライフサポートセンターっていうところで相談受けてるんですけども、本当に生活費がない、お金がないとか、あと離婚問題がすごく多いんです。どうしたら一番得になって別れられるとか。子どもの教育費もないし、一人で踏ん張ってる、もう限界になって別れたいとか、夫が家でゴロゴロして在宅になって手伝わないとか。そういう本当にコロナに関係する相談が多くて、妻の収入に頼らないといけないので、夫としてなんか情けない、そんな相談とか。食べ物

ない、今日食べるものないんですとか言ってこられたり。フードバンク紹介したり、社協に紹介したり、弁護士事務所に紹介したりとか、いろいろやってるんですけど、やっぱりコロナの影響っていろいろなことが起きるなと感じました。

あと、もう一点は私がライフワークでやってるんですけども、パートナーシップ制度なんです。同性の方も事実婚の方も異性婚と同じようなサービスを受けられるという運動をやっています。それで4月に徳島市に導入されました。今、全国で50自治体が導入しています。やっぱり多様な生き方を認める自治体に徳島県もなっていたらいいなと思います。令和2年の施策にもたくさん入っておりますので、マイノリティーへの理解や啓発を、どんどん、これからは進めていっていただきたいなと思います。それで、ジェンダーについても、マイノリティーのことについても、やっぱり教育っていうのが一番大事なので、早いうちからそういう学校教育に入れていっていただければというお願いです。

(会長)

ありがとうございました。身近なところに話題を振っていただいたんで、社協という言葉もできましたので、〇〇さんお願いします。

(委員)

はい、まさしく社会福祉協議会で仕事をさせていただいているので、今、このコロナによる生活困窮というふうなあたりから、生活福祉資金の貸付けを社協の事務をさせていただいているんですけど、ものすごい相談件数が増えており、実際、本当に職業関連で収入が減ったんだろうかと思われる方も実際おいでる場合があるんですね。でそうになると、やはり、それが原因じゃないんだったら、根本的なものがあるだろうってところが見え隠れする方がおいでるんですね。ですから、そういった方を今後も支援を継続していくということで、違う視点で社会福祉協議会としては持っております、1年後から返済が始まるというルールになっておるんですけども、多分、そのときに一体何人の方がきちんとお金を返納していけるんだろうって思うと、難しいんじゃないかなと思われる方が大勢おいでます。ですから、そのときにずっと寄り添いの支援を行うということを今から考える必要があるなというふうな現状が見受けられますので、それこそコロナ、今だけではない影響がずっと続くであろうというふうに想定をしています。また、それ以前から、生活困窮の事業もさせていただいてるんですけども、やはり、そこでつないでっていう事業が、今後、ますます増えていこうというふうに思っています。ですから、具体的に今、家庭内で何かが起こっているってところの相談をする時間は今のところないんですけども、だんだんとそういったものが見えてくるんじゃないかなというふうなことは想像ができます。そのことから、実は家庭内での引きこもりの方がおいでるとか、そういうふうな相談にまでつながるときがあったりしていますので、やはり地域でのアウトリーチをしながらということ、この生活困窮の事業では取り組むべきことなんですけれども、このコロナの影響

で出てきた課題というものが、やっぱり社会福祉協議会においては、ますます増えてくるだろうというふうに思っています。ですから、社会福祉協議会なので、生活上の困難を抱える支援というところで、関わらせてもらっていくのはそうなんですけれども、実際、もう一つ違う場面でいうと、このコロナの影響で、いきいきサロンとか小地域ネットというふうな事業ができなかったりっていうことで、高齢者の健康問題がちょっと出てくるのかなど。やはり家庭内で引きこもってしまうというふうなことが、ちょっと続いておりましたので、地域の方たちとのコミュニケーションを取る時間がなくなったりというところで、そういった部分もちょっと心配なところが出てきているというのが、今のところあります。

(会長)

ちょうど高齢者の健康という御指摘もございましたので、〇〇委員さん、お願いできますか。

(委員)

徳島県医師会の〇〇です。高齢者の健康っていうことについて今言われましたが、ちょっとそこから外れるかもしれませんが、今、私、田岡病院っていうところに勤めておりますが、そこでこの前、クラスターを起こしてしまって、本当に申し訳ないところであります。2週間自粛しまして、そして、今、特に問題がないということで、再開しております。その中で、どんなことが起こったかという、看護師さんとか介護士さんとか、リハビリの人たちのメンタルがやられてます。それは何が問題かという、田岡病院に勤めてるというだけで、看護師さんの夫は会社に出てくるなというふうに言われているというような状況だったり、保育所には来るなっていうようなことを言われてたりとかいうことが、全員ではないですけどありました。そのようなことで1人、少し休職を余儀なくされてる、精神的にですね、そういった方もいらっしゃいます。何が言いたいかといいますと、コロナっていうのは非常に怖くて、なかなか分かりにくい。それから、化け物のようなものっていうふうに思って、今やられてますけれども、今回経験しまして思ったことは、曝露されてから、要するに誰かからうつされてから、3日から13日ぐらいまでの間に大体発症する。日本で13日を越えて発症する人はいないっていうのが一つあります。それで次に、発症してからですけど、どういう経過をたどるかという、発症してから8日間ぐらいが、人にうつす期間と言われてます。ですから、発症して8日してから、例えば2週間したら、もう人にうつさなくなる期間。それでもPCRっていうのは、長い人で1カ月ぐらいプラスになるんですけど、それは死んだRNAを検出してるだけであって、PCRプラスでも人にうつさない期間っていうふうに言われています。ですから翻って、「あなたのところの看護師さん、PCRプラスかマイナスか、ちゃんと調べてからきてね。」とか、「証明書を出してください。」っていうことなんですけれども、例えば、私が感染者で、今〇〇委員にうつしたとします。そうすると委員は、今日PCRをしてもマイナスなんです。2日、3日はマイナスなんです。咳を3日目か4日目から始めたときにPCRしたらプラスになる。そこから1週間ぐらい人にうつすんですけども、

そこから1週間から2週間ぐらいうると、もう人にうつさなくなる。でもPCRしたらプラスなんですね。だから、しっぽのプラスもとっちゃうってというような状況です。今、簡単に申しあげましたが、そのような正しい知識っていうのが皆さんにあると、怖くなかったり、あるいはPCRっていうものに対する、いつすればいいのかとか、みんなしても駄目だとかいうようなことが分かっていたりするかと思います。長くなりましたが、そのようなことをもちろん県医師会からも発信していきながら。病院とか医院というのは、非常に女性が多いです。看護師さんとかが全体のほとんどを占めています。その方の夫も働いているわけです。ですから、看護師さんが働けなくなるっていうことは、夫も会社に行けなくなるっていう形で、2人ともが働けなくなるので、非常に問題になっておりますので、こちらのほうからも発信していきますし、県のほうからも、そのような正しい知識っていうことを。もちろん、正しい知識っていうのが、だんだん、今できてきたと思うんですね。今まで戦い方が分かんなかったと思うんですけど、だんだん戦い方が見えてきたかなと。これから秋から冬にかけてですね、そういうふうに思っています。

最後に、先ほどの高齢者の話になりますけれども、高齢者のところで1人発生しますと、非常に大変になるんですけれども、そこに対してもすぐに網をかけてですね、他に広げないようにというふうに、医師会のほうではどんどんPCRをしてやっていっております。今後ともよろしくお願いします。

(会長)

話題が医療のほうにいったる延長線上で、〇〇委員さん御発言をお願いします。無理にそのことにこだわらなくても結構です。それぞれ皆さん、こういう発言をしようと勉強されてきてると思いますので、それで結構です。お願いします。

(委員)

私は助産師なんですけれども、今、〇〇先生がおっしゃったコロナのことなんですけど、妊婦さんもコロナの関係で今は病院受診するのも、夫や家族の付き添いは駄目っていうところが多いんです。だから今、妊婦さんが夫にいろいろ協力してもらおうと思っても、ほとんどがシャットアウトされて、分娩のときですら家族は駄目というふうなことで、門前払いされてるところが多いんです。そんなときにやっぱり思うんですけども、小さい子どものときから、男の子、女の子っていう教育じゃなくって、男の子にも赤ちゃんの沐浴の仕方とか、抱っここの仕方とかを教育できるような現場があればいいのになって思うんです。私、時々、性教育で小学校とか中学校に行くんですけども、そこまで話を進めていくには時間がとても少ないんですよ。長くても90分、短かったら1時間、45分、50分で性教育のことを話してくださいって言われても、そんなに細かく十分な話ができないので、できれば小学校とか中学校とかちっちゃいときに、養護の先生もいらっしゃるので、そういうところで男の子だからこう、女の子だったらこうとかいうんじゃないかって、家族を持って子どもを育てていくということにおいて、男の子、女の子関係なく、1人の人間を育てていくということを、しっかりとちっちゃ

いときから培っていくことが大事なんじゃないかなと思います。

(会長)

それでは続きまして、〇〇委員さんお願いします。

(委員)

よろしくをお願いします。私も前のお二人に続いてになると思うんですけど、医療、介護の現場で働く人の労働組合の専従としてやっておりますので、その絡みで少しお話ができるかと思うんですけども。

まず1個質問をさせていただきたいんですけども、テレワークの推進のところで、確か283事業所でしたかね、現在の進捗で。資料3の4番のはぐくみ支援企業認証事業所が286事業所とあるんですけども、もし分かるようでしたら、これの事業の内訳、こういった業種の仕事のところでテレワークが進んでるのかっていうことを、お聞かせ願えたらと思います。

(事務局)

労働雇用戦略課の〇〇と申します。はぐくみ支援企業286事業所の内訳ということなんですけども、業種ごとの内訳は、ちょっと手元にはございません。このはぐくみ支援企業と申しますのは、子育てに取り組んでいる企業を認証するということでございますので、直接テレワークを実施している企業ということではございませんので、御理解いただければと思います。

(委員)

すいません、ちょっと混同してしまいました。16番ですね。テレワークを実施する事業所数、トライアル含めて102事業所とあるんですけど、これの内訳でした。

(事務局)

その102事業所でございますけれども、こちらにつきましても、今、手元に業種別の資料を持ち合わせてございませんので申し訳ございません。またあとで連絡させていただきます。

(委員)

ありがとうございます。なぜそこが気になったかという、やっぱりこのコロナでテレワーク推奨ということが、だいぶ社会的にも勧められたんですけども、実際問題、テレワークできる業種っていうのは限られてくると思うんですよね。特に、我々医療の分野であるとか、小売業の方たちは、どうしても出勤、出社していかないといけない。離れて仕事ができないっていう仕事、どちらかというとそちらのほうが多いと思うんですよね。だからテレワーク、もちろん無意味だとは言わないんで

すけども、効果がやっぱりそれだけ限定されてしまいますので、それと合わせて、こういった対策を進めていくかっていうところは、やっぱり子育てもちょっとお話しただいているように、子育て支援であるとか、保育の充実、あと介護を利用できる、利用しやすくするという、そういう福祉のところのアクセスをよくしないことには、なかなか進まないんじゃないかと思いますので、さっき育休なんかの話もありましたから、そういうのを取りやすくするっていうことを進めていってほしいと思います。

その絡みではぐくみ支援なんですけれども、現在 286 の事業所が認証を受けてるっていうことなんですけれども、ぜひ、認証、表彰するだけじゃなくて、何らかの財政支援とか、税制的な優遇みたいなところも。ちょっとこの計画の枠にとどまらないかもしれないんですけども、そのぐらいをやっていただくと、さらに導入推進企業が進むんじゃないかなっていうふうに、個人的にはずっと思っていましたので、ぜひ議会なんかでもそういう議論をしていただけたらと思うんですけども、この中でも、そういう意見を今後の計画に生かせるように挙げていけるのであれば、ぜひそうしていただきたいというふうに思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。続きまして、今のはぐくみ支援とかも絡めまして、青年会議所で今度、新しく委員に御就任されました〇〇委員さん、何か御発言あったらお願いします

(委員)

徳島青年会議所からまいりました〇〇と申します。私たちの団体は 25 歳から 40 歳までのメンバー、主に会社の経営だとか事業継承などを考えているメンバーで構成をしている中のメンバーを代表して、本日は参加させていただいております。私自身も今、3 歳と 1 歳の子どもを育児しております、そういう経験も踏まえて、少しお話しさせてもらえたらと思っております。まず、私の知識不足でちょっと申し訳なくて教えていただきたい部分があるんですけども、女性の仕事の中での活躍だとか、就業に対する活躍っていうところの支援というのは、働きたいけど思ったように働けてないっていう人たちに向けての支援なのか、それとも働こうかどうしようか、まだ育児してもいいなと思っている人へも、将来的に社会的に活動してもらいたいという方向での支援なのか、それがどちらに重きを置いているのかなっていうのが、私自身分かっていなくて。それによって探している人に向けての情報発信なのか、それとも潜在的に持っている方への喚起という意味での発信なのかっていうのが違ってくるのかなというふうに感じています。例えばなんですけど、私も 3 歳半の子どもの健診とか、1 歳半の子どもの健診で、市の事業とかイベントとか、企業に参加することがあるんですけども、そこでは主に子どもに向けての栄養の話だとか、育児でしんどいことはないですかというヒアリングとかっていうのはあるんですけど、将来働いていきたいですかとか、今仕事をしていてその両立はどうですかとかっていうことへのヒアリングだったり、情報っていうのは、あんまりなかったかなというふ

うに感じています。なので、もし子育てしながら、仕事をしたいというふうに感じている人への発信ということであれば、そういった子どもの健康診断とかっていう場面においても、例えばこういうふうな仕事があるよとか、相談する場所があるよとか、女性にこういう支援をしている企業があるよとかって発信が少しあれば、働きたいなっていうふうに考える方への第一歩になるのかなというふうに、今聞いていて感じました。あとは、県の子育てに対する取組みとかってというのは、Facebookとかを登録してる人っていうのは見ている。私も見ているんですけども、なかなか今の状況ですと、毎日、新聞読んだり、夕方のニュースを見て、県とか市がどんなことやってるのかなっていうのを情報収集する機会っていうのは、とても少ないのかなっていうふうに感じますので、やはり、そういうFacebookであったりとか、LINEでの情報発信を、例えば子どもの健診のときに登録してもらって、こちらから探しにいかなくても発信していただければ、ここでやってるこういう取組みが、働きたいと思ってる人に届くんじゃないかなっていうのを感じています。

(会長)

あとで課長からまとめてお答えいただきたいと思いますので。それでは続きまして、私の勝手な順番なんですが、徳島労働局雇用環境・均等室長の〇〇委員さん、お願いできますか。

(委員)

私どもは、今、コロナの関係で、企業の方々も、労働者の方々も、非常に苦境に陥っていらっしゃいますので、雇用の維持、安定を一番に支援をさせていただいているところです。そんな中で、労働局として、今、男女共同参画に関する施策のテーマになっていますのが、「女性の活躍の推進」についてです。今、状況が悪いときにどうなんだろうというようなお声を頂くことはありますが、「女性活躍推進法」が改正され、令和4年4月1日から101人以上の企業においても、わが社の女性の活躍について、まずは状況把握から始めていただいて、女性の活躍度をアップさせるための特段の取組みをしてくださいということで、「行動計画」を作ってください、実行していただくことをお願いしているところです。施行まで1年半ぐらありますので、今、ちょうどその対象になる101人以上300人以下の企業にアンケートを行っています。毎年実施しており、少しずつ前向きな御回答をいただいている数が増えているように思いますが、やはりこういう状況なので、とても今は無理ですというような企業様もありますし、私どもが出掛けてくれるならちょっと話を聞いて、取組みをしてみたいというような企業様もいらっしゃいます。いろんな方法を使いながら、少しずつですけれども、徳島の企業において、女性の採用、管理職登用等が進んでいくような企業が少しでも増えていくよう周知してまいりたいと思っております。ぜひ県にも御協力を頂きながら取り組んでまいりたいと思っております。

それから、何回かこういう場でお願いをしたことがありますが、アンケート等で、既にわが社の女性は活躍していると御回答を頂くことが多いです。今一度、見直してみてくださいという話はさせていただくのですが、徳島県の事業主様は仕事と家庭の両立に関しては熱心に取り組んでいただい

まして、厚生労働省の「くるみん認定」も 59 社と、中四国ブロックでもトップのほうでございます。ところが、女性活躍推進に関します「えるぼし認定」、これはまだ 4 社。四国ブロックで横並びの状況です。えるぼし認定を取りたいと思っていられる企業もありまして、そういう企業さまには今後に向けた取組を一緒に考えさせていただいてるところです。もちろん仕事と家庭の両立も重要なんですが、本当に女性が活躍するということがどういうことなのか、採用、配置、昇進も含めて、幅広く考えていただけるように、私どもももっと周知していかなければならないなと思ってるところです。

(会長)

ありがとうございます。続きまして、県女性協議会の〇〇委員さん、お願いします。

(委員)

徳島県女性協議会の〇〇と申します。以前この参画会議に参加したことございますが、今回、久しぶりの会議でございます。またよろしくをお願いします。

徳島県女性協議会で、徳島県議会の今年の 2 月議会に「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出してくださいという請願」と「家族従事者の働き分を認めない所得税法 56 条の見直しを求める請願」の二つを提出しました。全会一致での採択をいただいて、国に意見書が提出されました。実はこの所得税法 56 条は、配偶者の場合 86 万円、配偶者以外の家族従事者 50 万円しか控除が認められていません。家を建てたくても金融機関からの借入れもできないという状況で、小さい事業所は次世代につなげていけないというような状況が続いています。もう一つの女性差別撤廃条約の選択議定書の速やかな批准を求める意見書については、〇〇委員のほうからも男女平等に本当になっているのかという話ですが、この「女性差別撤廃条約議定書」の批准はあらゆる差別を撤廃しようというもので、日本は家長制度、家制度が根強く、コロナ禍の中で特別給付金が出ましたが、そのとき「世帯配布」ということでした。世帯単位というのは、夫が全部自分の懐に入れて、妻には届かないという声が聞こえてきました。これは世帯主条項や家父長制度が根源であると思います。皆さんもご存じと思いますが、世界的にMeToo運動が高まり、父親からのレイプを訴える裁判を起こしても、最終的には裁判所が認めないということに抗議するフラワーデモが全国各地で行われました。この女性差別撤廃条約の選択議定書の申立て制度と調査制度は、明らかな差別を日本の司法が認めないのであれば、国連の女性差別撤廃委員会CEDAWから勧告・是正を求めるというものです。少しずつでも法律を変えていかなければ前へ進めないという状況です。そのような中で、徳島県がこれを採択して意見書を国へ提出したことは、東京都に次いで県レベルでは初めてです。画期的なことだと思います。先ほどのレイプの事件に関連してのことですが、先ほどの意見のように、自分を大切にすること、ノーと言える自分になるためには、小学生レベルから自分を大切にするという性教育が必要ではないかと。これは教師の方々が口をそろえて言っておられています。

それから、〇〇委員からも労働の関係でお話があったと思うのですが、労働相談を受けていたとき

に感じたことは、新社会人が労働関係法を知らないで卒業することです。卒業前に労働法を知って卒業しなければならないと思います。それと女性管理職の比率ですが、国のほうでも 2020 年には 30 パーセントと目標を掲げていましたが、その目標は断念しましたというような残念な報道も聞いたところですが、しかし、県は 17 パーセントぐらいでした。やはり 30 パーセントに向けて目標を掲げるべきではないだろうかというのが私の意見です。

最後に、女性の働き方改革で定年延長が進んで、高齢者の方々が働き手として需要があることは大切なことだと思いますが、私たちのようなボランティア団体、女性団体は、どことも高齢化が進んでいます。80 代の方も頑張っておられる方もたくさんいます。しかし、この働き方改革が女性団体の活動に逆行するというか、本当に働き方改革は大切なことですが、ボランティアとして働く人たちが少なくなっていく現状を知ってほしいと思います。なので、働く現役世代も気軽に参加できるように、ボランティア団体に対して何らかの支援も必要ではないかというのが私の意見です。よろしくお願ひいたします。

(会長)

ありがとうございます。今のお話の中で性教育をはじめとする学校教育の必要性っていうことが出てきたと思いますので、鳴門教育大学の〇〇委員さん、よろしくお願ひします。

(委員)

鳴門教育大学からまいりました〇〇と申します。今日からこの会議に参加させていただいています。このたび、この委員を受けることになって、送っていただいた資料で、徳島県で創生プランが立てられていることを私自身も詳しく初めて知ることになり勉強させていただきました。その上で、今日、他の委員さんからもたくさん御意見あったように、やはり大人になってからの男女参画っていうことももちろん大切なんですけれども、その時点で自分の道を選んだり、自分の意思を選択したりするためには、やはりもっと小さい小学校、中学校、高校からの学びであったり、経験みたいなことがすごく重要なんだなっていうのを、改めて今日は教えていただいたなと思っております。私自身も大学では、保育士さん、それから幼稚園教諭、そして小学校教諭を養成する学部を担当していますので、そういった中でも教育現場におけるジェンダーバイアスであったり、そういうシチュエーションっていうのは、すごくたくさん実はありまして、実際に学生もこういう場面でこういうふうな発言をするってどういう意味っていうことを一つ一つ学んで、それで現場に出ていっているような状況ではあります。ただ、まだまだ教育の現場は、対人と人の関係なので、その間で生まれるジェンダーの関わりっていうのはなかなか。特に保育所、幼稚園世代ではなかなか実際には難しいところもありまして、その頃からの人間教育っていうのは、すごく重く受け止めて教育をしていかねばならないなと思ひました。感想なんですけれども、以上です。

(会長)

男女共同参画という言葉の認知度が低いってようなこともありましたけれども、機運を高めていく上で、メディアの役割って非常に大きなものがあると思いますので、〇〇委員さん、よろしくお願いします。

(委員)

徳島新聞社の〇〇です。今回、初めて参加させていただきました。よろしくお願いします。

1点質問です。資料1の12ページなんですが、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」というところの一番上のところで、DVの相談件数が出ております。このコロナの影響で在宅時間が長くなったということもあって、このDV相談が増えているというような御指摘もあるかと思えます。もし今分かればで結構です、後でも結構なんですが、このコロナの中でDVの相談がどのようになってるのか、また、もしも増えてるんだったら、県としてどのように捉えられているのかとか、どのように取り組まれるのかといったところ、お聞かせ願いますでしょうか。

(事務局)

このコロナ禍におけるDV相談ということでございます。今年の4月1日、緊急事態宣言のあたりですね、そこから7月31日までの4か月間の本県のDV相談件数、速報値でございますけれども、685件となっております。これは、前年同期が599件となっておりますので86件の増と、割合でいいますと14.3パーセントの増というふうになっております。DV増加につきましては、このコロナが始まって、しばらくしたときから、やはり家でいる時間が多くなるとそうしたことがあるのではないかとということで、国のほうでも、もともとあるDV相談に加えまして、新たなDV相談プラスというものも設けたところでございます。また、県におきましても、5月1日からDV相談ナビダイヤルというのを24時間化をいたしまして、そうした需要にお応えをしておるというところでございます。簡単に以上でございます。

(会長)

構いませんか、それで。

(委員)

はい。

(会長)

これで一巡したと思うんです。私の手元で確認したところでは、それぞれの委員皆さんから一言ずつご意見を賜りましたので、事務局のほうから総括的にお答えすることあればお願いします。

(事務局)

皆さま、本当に貴重な御意見、本当にありがとうございました。一つ一つというところにはなかなかまいりませんが、大きく何点かお話をさせていただけたらと思います。

まず1点目は、複数の委員さんから御意見ございました、コロナ禍における男女共同参画における課題ということでございます。例えば、離婚が多くなったとか、パートナーシップ制度のことでありますとか、高齢者の健康問題でありますとか、またコロナ差別の問題でありますとか。こうしたのは、よく言われておりますのは、このコロナ禍において、もともと社会にあった問題っていうのが一気に顕在化をするといいますか、加速度的に世の中の課題として出てきているという状況だということでございます。これはもちろん、私の所掌外ももちろんございますけれども、今、県を挙げてこのコロナ禍において県民生活が安心して過ごせるような形のを各部局において取り組んでおりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それから、教育の分野でいいますと、例えば男女関わりなく小さい頃からの教育を行うでありますとか、先ほどのレイプ・ノーといえる状況、こうしたところを小さい頃から教育をしていくといったところですね。それから今お話もありました、選ぶ人生というのは子どものうちから学んでいかなければならないといったところがありますので、小さい頃からの教育ということも、きちんと認識した上で行っていければというふうに思っております。

また、発信につきしてもFacebook。最近では、例えば新聞でありますとか、どちらかという少し年齢が高い方がご覧になっているとか、その媒体ごとに特徴があるかと思っておりますので、そういったものをしっかり考えながら発信というのは行っていったらというふうに思っております。

ちょっと総括にはならないんですけども、たくさん頂いた御意見につきましては、しっかりと事務局、理事者側で把握いたしまして、今後の県政に生かしていけたらと思います。本当にありがとうございました。

(会長)

ただいま各委員さんからは貴重な御意見をいただきました。事務局におかれては県施策に反映できる部分や今後に向けて検討していただける部分があれば、ぜひ積極的に考えていただけるようお願いいたします。

それでは最後の議題になりますが、議題3その他に移ります。委員の皆さん、何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして議事を終了したいと思います。議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。